

日行連発第 73 号  
平成 29 年 4 月 27 日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫

平成 29 年度特定行政書士法定研修に係る会員宛て周知の依頼について

日頃から大変お世話になっております。

さて、今年度の特定行政書士法定研修につきまして、申込受付期間が近づいております。

本会では、平成 26 年の改正行政書士法の公布・施行を受け、翌平成 27 年度より法定研修を開始し、第一期生として 2,428 名もの特定行政書士を輩出することができましたが、つづく平成 28 年度は、大幅な受講者減少の影響もあり、新たな特定行政書士の誕生は 766 名にとどまったところです。

特定行政書士制度は、行政書士が法的紛争分野にはじめて踏み込んだ画期的な制度であり、法律家としての行政書士にとっての未来を左右する試金石としての意義を有しています。事は単に個々の行政書士にとって業務範囲が拡大したことにとどまりません。

つきましては、各単位会におかれましても、定時総会など会員が集まる場において、また登録済証交付式や新入会員研修など特に新入会員の集まる場において、本研修の重要性を今一度周知いただくとともに、その意義についてご説明をいただき、所属の会員に対し本研修の受講をお勧めいただけましたら幸いに存じます。

以上

参考：日行連の周知活動等

日本行政 4 月号 「『特定行政書士法定研修』の御案内」記事を掲載

日本行政 5 月号 「平成 29 年度特定行政書士法定研修募集要項」記事を掲載

同梱物①「特定行政書士になろう！」チラシ

同梱物②「特定行政書士法定研修再受講制度の拡大措置について」資料